

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年九月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さいとう耳鼻咽喉科クリニック	大崎市古川南町四丁目一番二三号	令和八年十月一日
宮町こどもクリニック	仙台市青葉区宮町四丁目三一六	令和八年十月一日
だいのほら内科糖尿病内科・小児科クリニック	仙台市青葉区台原三丁目二番一号	令和八年十月一日
糖尿病・代謝内科EMGクリニック	仙台市青葉区春日町九番一五号チュリス春日町二F	令和八年十月一日
たかだ内科クリニック	仙台市太白区山田北前町六番二九号	令和八年十月一日
やおとめ心療内科クリニック	仙台市泉区八乙女中央一―六―四五産電八乙女中央ビル二階	令和八年十月一日

令和八年九月三十日

尾崎 俊雄

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年九月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名	称	所在地	指定年月日
仙台十七 歯科医院	上飯田診療所	仙台市若林区上飯田四丁目一三番一七号	令和八年十月二十八日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年九月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおぞら薬局 名取店	名取市上余田字市坪二七五―二	令和八年十月一日
きずな薬局 とよま	登米市登米町寺池桜小路九九―一〇	令和八年十月一日
リフレ薬局 台原店	仙台市青葉区台原三丁目二―六	令和八年十月八日
ひかり薬局宮町四丁目	仙台市青葉区宮町四丁目三―一五	令和八年十月一日
二日町薬局	仙台市青葉区二日町一五―一五第二石原ビル一〇二	令和八年十月一日
ステラ薬局鈎取店	仙台市太白区山田北前町六―二九	令和八年十月一日